



環政第50号

平成31年4月11日

沖縄県知事 玉城康裕 殿

沖縄県知事 玉城康裕



(仮称) 勝連半島南側道路整備事業計画段階環境配慮書に対する知事意見
について

平成31年2月19日付け中土第16573号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(仮称) 勝連半島南側道路整備事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

(仮称) 勝連半島南側道路整備事業（以下「配慮書対象事業」という。）は、うるま市勝連平敷屋から勝連南風原までの延長約 6.1km の道路を新設するものである。配慮書対象事業の実施により、勝連半島北側道路（県道 37 号線、県道与那城具志川線）、勝連半島中央部道路（県道伊計平良川線、県道 8 号線）と勝連半島南側道路の勝連半島内主要道路 3 路線が形成され、道路交通ネットワークの構築、観光資源を活用した地域活性化、災害時には防災道路として寄与することを目的としている。

事業実施想定区域は、沖縄本島中部海岸から太平洋に突き出した勝連半島の南側であり、大部分は農用地区域と森林区域に指定され、一部、米軍施設ホワイト・ビーチ地区を通過する。近隣には、与勝高等学校・与勝緑が丘中学校、平敷屋小学校・幼稚園等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在している。また、沿岸域は沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）では、自然環境の厳正な保護を図る区域（評価ランク I）及び自然環境の保護・保全を図る区域（評価ランク II）となっている。

本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）において、複数路線案の設定に当たっては、可能な限り既存道路を利用することとしている。勝連半島南側の地域には、海岸線を通る道路、高台を通る道路、農用地区域内に通ずる区画内道路があり、これらの複数の道路から、土地利用や規制、文化財等について考慮し、実現可能な 3 つの路線案が選定されている。

このような地域特性や既存道路の存在に係る事業特性を踏まえ、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質、騒音、振動、水象、地形・地質、陸域生物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場及び歴史的・文化的環境を選定しており、本配慮書では、3 つの複数案ごとに予測及び評価を行っている。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避・低減を図ることを目的としていることから、複数路線案を検討する際には、環境への影響について十分に配慮する必要がある。

複数路線案の選定については、下記に示す事項について十分検討した上で選定すること。また、配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表に努めること。

記

1 重要な地形・地質について

事業実施想定区域には、一部、地すべり防止区域や液状化の危険度が極めて高い地域が含まれている。「道路の存在により直接的な改変を受ける重要な地形・地質はない」としているが、地すべり防止区域では、工事の実施により地すべりが起こった場合に間接的に改変を受けるおそれがあると考えられる。また、液状化の危険度が極めて高い地域では、工事の実施、供用時の車両の走行による振動に起因する地盤への影響が懸念される。

については、複数路線案の選定に際しては、液状化の危険度が極めて高い地域の回避や、工法の検討を含めた計画とすること。

2 陸域植物について

- (1) 事業実施想定区域内には、植生自然度の高い常緑広葉樹二次林が確認されている。事業の実施により常緑広葉樹二次林の改変が想定されることから、複数路線案の選定に際しては、道路の存在による常緑広葉樹二次林への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

3 陸域動物について

- (1) 第3案は海側ルートを通過することとなっているが、海岸沿いではオカガニやヤシガニが確認されており上陸場所となっている可能性があることから、将来的にロードキルが発生することが想定される。
については、重要な動物及びその生息地への影響を回避・低減するため、可能な限り陸域動物の生息地が分断されない計画とすること。
- (2) 陸域動物については、出現種数のみをもって複数路線案ごとの影響を比較し、重要な陸域動物への影響を評価しているが、出現種数だけでなく、動物の特性と生息場所を踏まえ、事業実施による生息環境の改変の程度及び重要な動物種の生息状況への影響を把握すること。
その上で、それぞれの種に与える影響について重み付けをし、予測及び評価を行うこと。

4 歴史的・文化的環境について

歴史的・文化的環境については、指定・登録文化財、埋蔵文化財包蔵地及び御嶽等文化財に準ずるものへの直接的な改変の程度のみをもって予測及び評価を行っている。道路の存在により、歴史的・文化的環境へのアクセス特性について変化が生じるおそれがあることから、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼の場としての利用状況や住民等の意向を踏まえ予測及び評価を行うこと。

5 方法書以降において講ずるべき事項について

- (1) 事業実施想定区域の起点周辺には米軍施設ホワイト・ビーチ地区が存在していることから、道路の供用時には米軍車両の交通量が増加することが想定される。しかしながら、その増加交通量は第3回沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査の結果である平成42年度(2030年度)将来交通量の8,400台／日には含まれていないと考えられる。
については、可能な限り米軍車両の交通量の現状を把握し、米軍車両の増加交通量を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業実施想定区域には、米軍施設ホワイト・ビーチ地区が含まれているが、陸域生物の現地調査範囲は米軍施設内を除外している。米軍施設周辺では重要な動植物種が確認されていることから、米軍施設内でも確認される可能性が高い。については、米軍と事前に調整し、確実に米軍施設内も現地調査を実施すること。
- (3) 事業実施想定区域の沿岸域は、沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）では、自然環境の厳正な保護を図る区域（評価ランクⅠ）及び自然環境の保護・保全を図る区域（評価ランクⅡ）となっている。事業特性では「造成等の施工に伴い一時的な赤土等による水の濁りの発生が想定される。」としていることから、工事の実施に伴う赤土等による水の濁りの影響を可能な限り回避・低減する必要がある。
については、工事の実施に際しては、沈殿池を設置する等、海域に濁水が流出しないよう適切に赤土等流出防止対策の計画を示すこと。
- (4) 陸域植物の調査方法について、植生の状況の調査方法に「潜在自然植生について、作成した相観植生図や既往文献、地形・地質などの立地条件を参考に推定し、潜在自然植生図を作成した」と記載している。潜在自然植生を相観植生図から導き出すことは、適切ではないため、植物社会学的植生調査法等の方法で植生調査を実施すること。
- (5) 事業実施想定区域内において、特定外来生物に指定されているツルヒヨドリが確認されている。ツルヒヨドリは生育が旺盛で在来種を駆逐するおそれがあることや、工事が始まると工事車両により拡散が加速するおそれもあるため、事業実施想定区域内における分布状況を整理し、分布状況の変化を把握できるよう調査すること。

- (6) 一般の意見聴取のための説明会において、説明会参加者からは「説明資料が無いため、道路がどこを通るのか分からぬ」等の意見が挙がっていた。説明会では参加者に内容が分かる説明をする必要があることから、説明会開催に当たっては、説明資料を配布する等、参加者が内容を十分理解できる説明方法とすること。